

小牧市議会議案第 47 号

小牧市市税条例の一部を改正する条例の制定について

小牧市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 3 月 7 日提出

小牧市長 山 下 史守朗

小牧市市税条例の一部を改正する条例

小牧市市税条例（昭和30年小牧市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第5条の4の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第5条の4の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第33条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、第33条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第35条の2第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。
附則第5条の5中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提出理由

この案を提出するのは、地方税法等の改正に伴い、令和6年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図る措置として、個人市民税における雑損控除額等の特例に関する制度を設ける等のため必要があるからである。

参考資料

小牧市市税条例の一部を改正する条例案のあらまし

- 1 令和6年能登半島地震災害によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、令和5年において生じた損失の金額として、令和6年度以後の年度分の個人市民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができることとする。（附則第5条の4の2関係）
- 2 地方税法の改正に伴い、引用する規定の整備を行う。（附則第5条の5関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行する。